

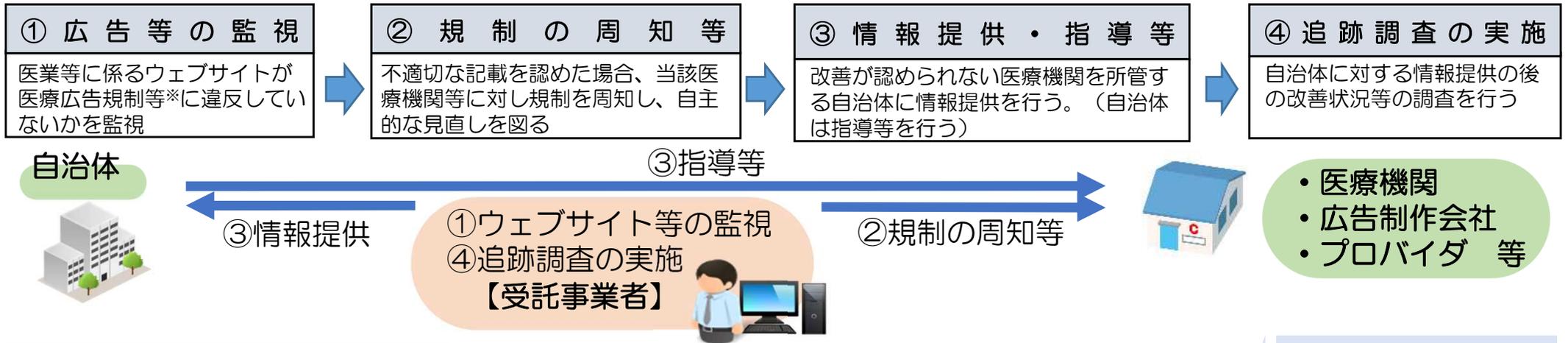
ネットパトロール事業について (令和3年度)

医療等に係るウェブサイトの監視指導体制強化

背景

医療機関のホームページに起因する美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けており、平成27年7月に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされたこと等も踏まえ、平成29年度よりネットパトロールを実施することで対応。更に、平成30年6月の改正医療法施行後の医療法における広告規制の改正施行後の現状を踏まえ、全国一律の基準で運用できるよう監視指導体制の強化が必要。

ネットパトロール事業



医療広告協議会のイメージ



協議結果は必要に応じ厚生労働省から通知・事務連絡等により、全国の都道府県等に周知することにより、全国的な統一を図る

平成30年6月の医療法改正施行に伴い、自治体での個別判断事例が増加しており、自治体間での指導内容の差異を解消する仕組みを構築する。

期待される効果

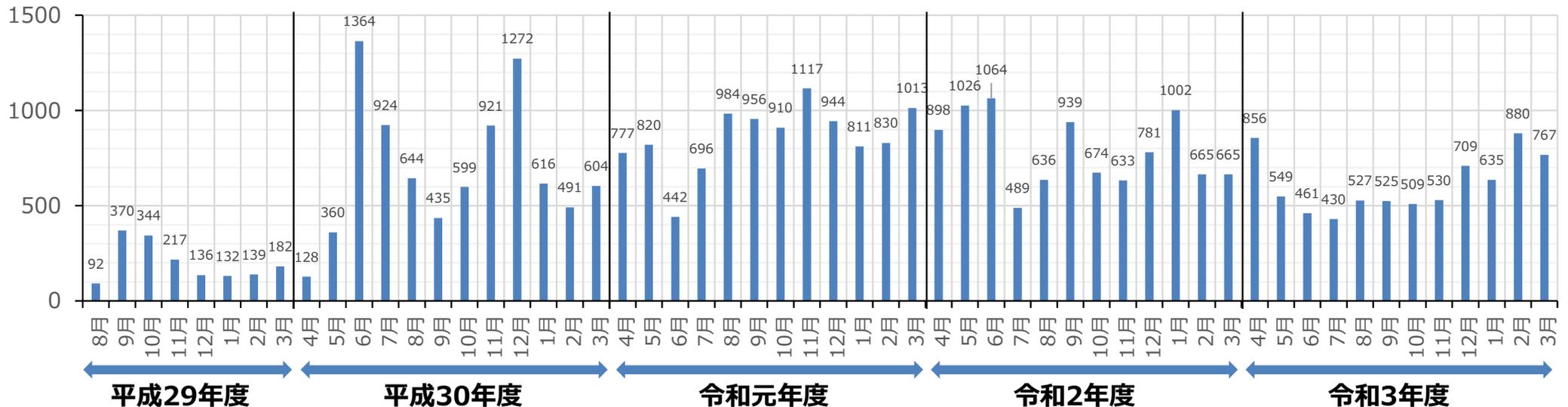
ウェブサイトの監視指導体制の強化により、自由診療を提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

令和3年度ネットパトロール概況

○通報受付状況（2022年3月31日時点）

年度	通報受付件数			
		医療広告関係		医療広告以外
			審査対象 (重複除外後件数)	
平成29年度	1,612サイト	864サイト	569サイト	748サイト
平成30年度	8,358サイト	6,726サイト	1,525サイト	1,632サイト
令和元年度	10,300サイト	7,987サイト	1,044サイト	2,313サイト
令和2年度	9,472サイト	7,906サイト	1,796サイト	1,566サイト
令和3年度	7,378サイト	5,531サイト	775サイト	1,847サイト

通報受付件数の推移（平成29年8月～令和4年3月）



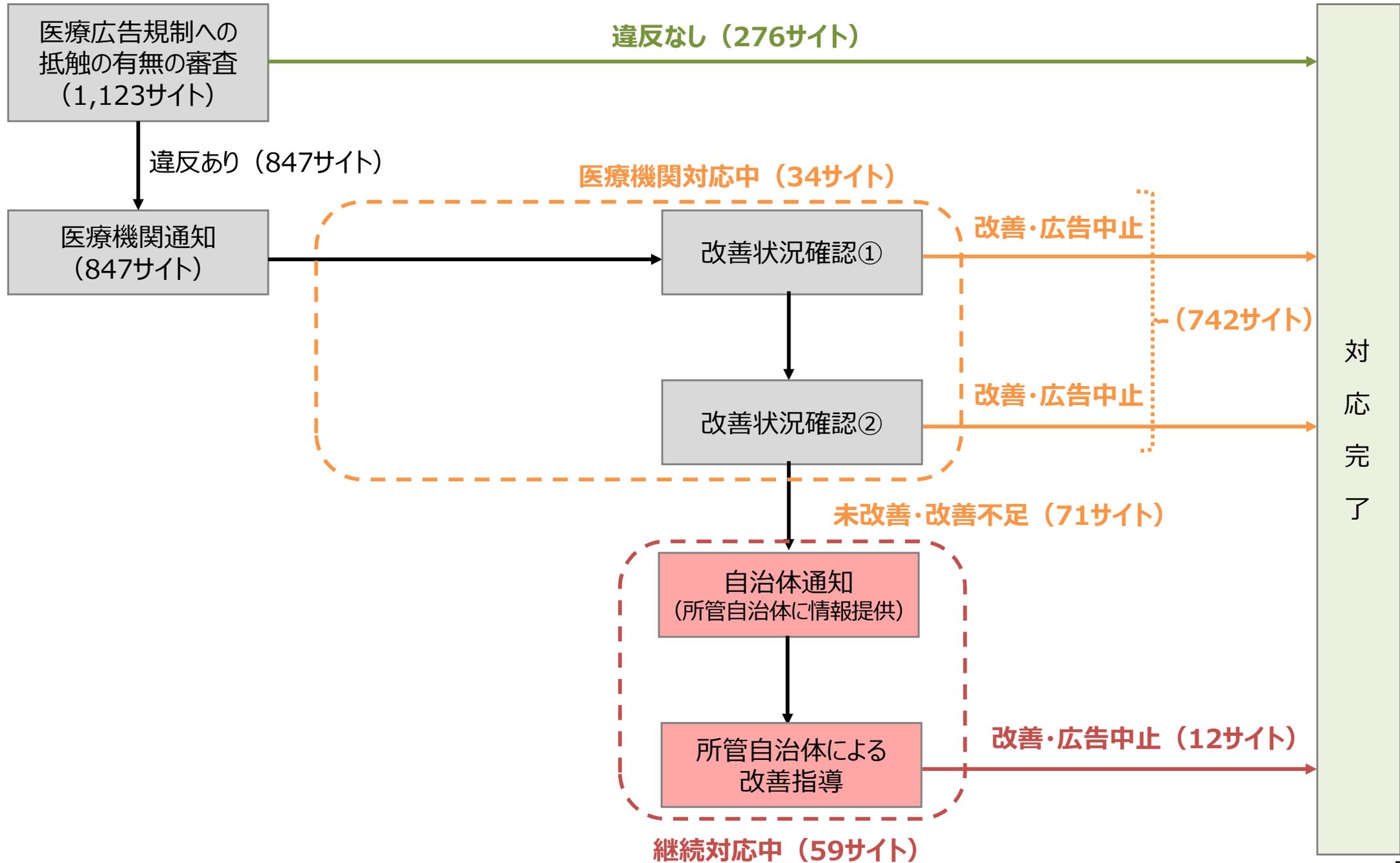
令和3年度ネットパトロール概況

○審査対象事案の対応状況（2022年3月31日時点）

	審査実施	審査結果	医療機関通知	改善状況確認	都道府県通知
通報受付	<審査> 1,001サイト (1,383施設)	<違反なし> 253サイト (296施設)			
		<違反あり> 748サイト (1,087施設)	<通知済み> 748サイト (1,087施設)	<改善> 642サイト (892施設)	66サイト (149施設)
				<広告中止> 8サイト (9施設)	
				<改善不足> 21サイト (33施設)	
				<未改善> 45サイト (116施設)	
				<医療機関対応中> 32サイト (37施設)	
<未通知> 0サイト (0施設)					
能動監視	<審査> 122サイト (138施設)	<違反なし> 23サイト (25施設)			
		<違反あり> 99サイト (113施設)	<通知済み> 99サイト (113施設)	<改善> 92サイト (105施設)	5サイト (5施設)
				<広告中止> 0サイト (0施設)	
				<改善不足> 2サイト (2施設)	
				<未改善> 3サイト (3施設)	
				<医療機関対応中> 2サイト (3施設)	
<未通知> 0サイト (0施設)					

令和3年度ネットパトロール全体概況

○対応状況（2022年3月31日時点）



ネットパトロールにおける分類別の傾向

○医療分野/違反種類別の違反数（2022年3月31日時点）

- 1 サイト平均で約4.6カ所の違反（847サイトにおいて合計3,886カ所の違反）が確認された。
- 特に「（5）広告が可能とされていない事項の広告」が最多であった。

	違反種類								合計	サイト数	1サイト当たりの違反件数
	(1) 内容が虚偽にわたる広告 (虚偽広告)	(2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)	(3) 誇大な広告 (誇大広告)	(4) 公序良俗に反する内容の 広告	(5) 広告が可能とされていない事項の広告	(6) 患者等の主観に基づく、 治療等の内容又は効果に 関する体験談	(7) 治療等の内容又は効果について、 患者等を誤認させるお それがある治療等の前又は 後の写真等	(8) その他			
美容	50	47	115	0	1,917	68	262	126	2,585	450	5.7
歯科	25	21	83	0	307	24	94	15	569	131	4.3
がん	1	1	5	0	22	0	3	1	33	11	3
その他	10	12	67	0	514	19	47	10	679	255	2.7
合計	86	81	270	0	2,760	111	406	152	3,886	847	4.6

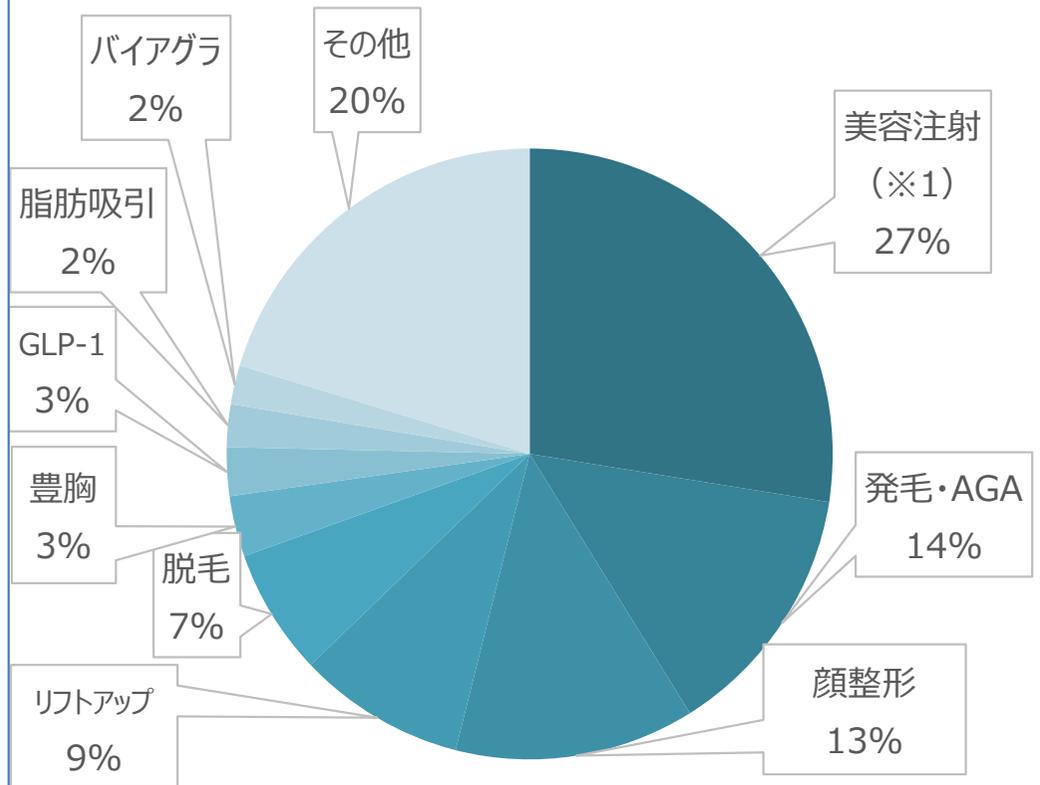
美容・歯科における傾向を次頁以降に示す

①美容・歯科分野におけるキーワードレベルの傾向

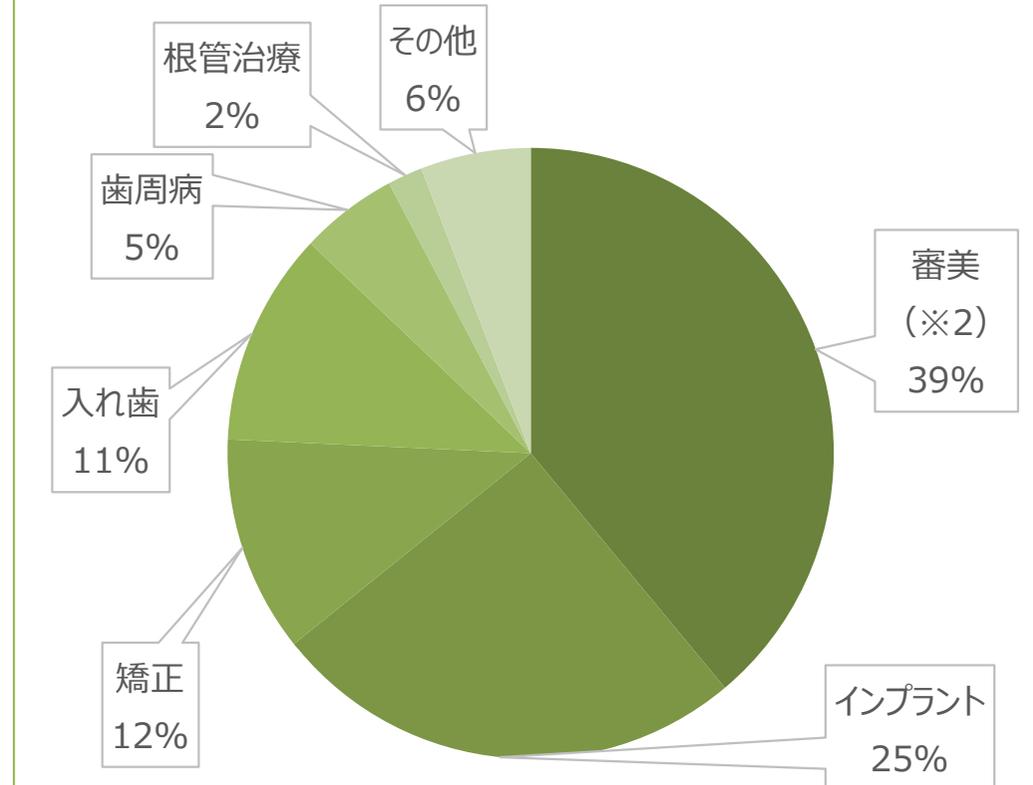
○美容・歯科において違反が多い内容（2022年3月31日時点）

- 美容・歯科それぞれにおいて、違反広告のキーワード別に集計したものを以下に示す。
- 美容は「美容注射」を筆頭に様々な違反が確認できている一方で、歯科は「審美」「インプラント」だけで約3分の2を占めていることがわかる。

【美容】治療内容別の違反割合



【歯科】治療内容別の違反割合



※1：美容注射は、ボトックス注射、ヒアルロン酸注射、プラセンタ注射等の美容を目的とする注射について、便宜的にまとめて集計している

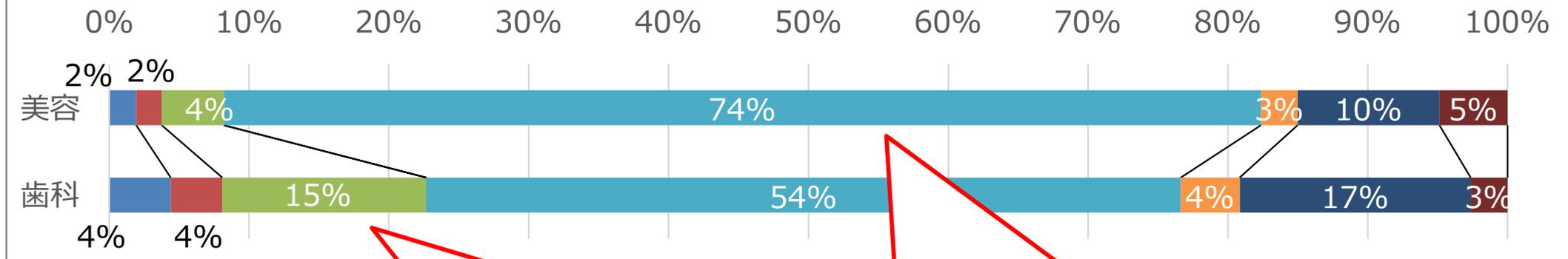
※2：審美は、ホワイトニングやセラミック等、医療機関によって提供される医療の内容は異なるが、審美というキーワードを用いて広告され、他に分類できないものを対象に集計している

②美容・歯科分野における違反種類別の傾向

○美容・歯科において違反が多い違反種類（2022年3月31日時点）

【美容・歯科】違反種類別の違反割合

- (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）
- (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告）
- (3) 誇大な広告（誇大広告）
- (4) 公序良俗に反する内容の広告
- (5) 広告が可能とされていない事項の広告
- (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
- (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
- (8) その他



歯科では、「誇大広告」の違反比率が比較的高い。
多くはインプラントセンターを中心とした「〇〇センター」であり、
歯科は施設の規模で誘引する広告が目立つ。

美容では、「広告が可能とされていない事項の広告」の違反比率が比較的高い。
特に、リスク・副作用の記載が不十分な自由診療の広告が目立つ。

自治体へ情報提供後の状況

○自治体へ情報提供後の状況（2022年3月31日時点）

- ネットパトロール事業者からの注意喚起で改善に至らない場合、自治体へ情報提供を行っている。
- 医療機関の対応までに期間を要する事案は存在するものの、多くは改善や広告中止等の対応が行われている。

	情報提供件数 (サイト数)	対応完了			継続対応中
			改善		
			改善	広告中止	
平成30年度	80	75	72	3	5
令和元年度	145	108	97	11	37
令和2年度	116	77	66	11	39
令和3年度	96	21	20	1	75
合計	437	281	255	26	156

○情報提供件数：各年度に自治体に情報提供を行った件数

○改善：自治体からの指導後に改善対応された件数

○広告中止：自治体からの指導後にウェブサイトが閉鎖された件数

○継続対応中：自治体による指導中の件数

長期未改善事例への対応

○ 平成30年度及び令和元年度の長期未改善事例について（2022年11月30日時点 ※括弧内は2021年12月31日時点）

実績内訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療機関通知件数	690サイト	1,137サイト	952サイト
自治体通知件数	80サイト	145サイト	116サイト
対応完了件数	75 (67) サイト	120 (104) サイト	82 (60) サイト
継続対応中	5 (13) サイト	25 (41) サイト	34 (56) サイト
指摘事項に一部対応	3 (9) サイト	17 (10) サイト	16 (14) サイト
指摘事項に未対応	2^{※1} (4) サイト	3^{※2} (25) サイト	16 (37) サイト
（自治体から未回答）	0 (0) サイト	5 (6) サイト	2 (5) サイト

※1 12月末の確認では指摘事項に対応済みで自治体の指導は終了。

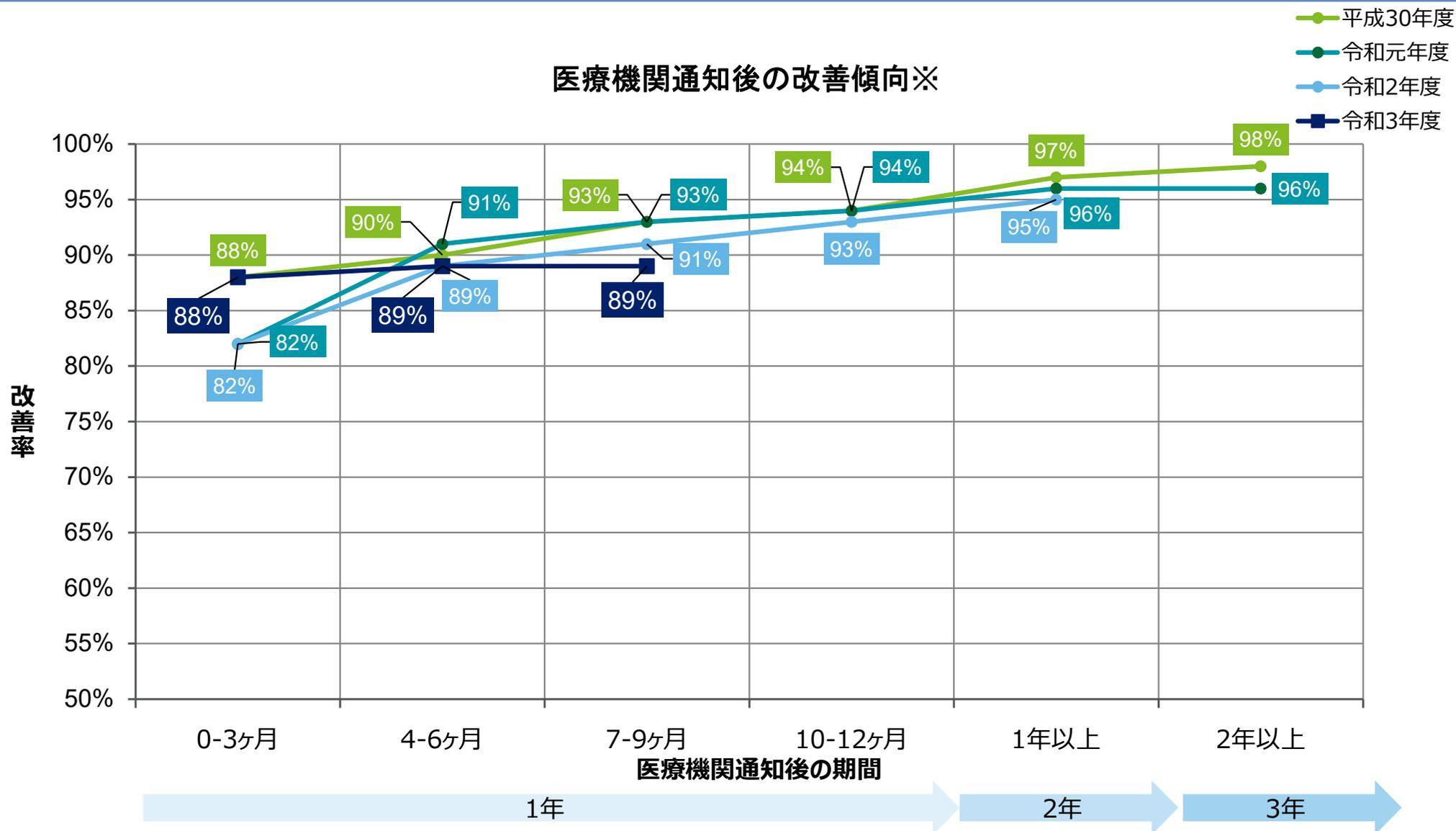
※2 [事例1] 広告が認められていない診療科名＋適切ではない手術の実施件数の表示＋「全国で唯一」の表記
 [事例2] 医療機関名と併記するセンター表記＋ビフォーアフター写真＋「安心・安全・確実な」の表記
 [事例3] 医療機関名と併記するセンター表記＋広告が認められていない診療科名＋ビフォーアフター写真

- 上記の事例については、継続して指導（期限を定めた対応指示、報告命令、臨時立入検査等）していく方向であることを自治体に確認した。また、自治体の指導方針の統一や情報共有を目的として、自治体担当者向けに「医療広告に関する都道府県等担当者会議」を毎年開催しており、令和4年度も12月に開催した。
- 長期間に渡り指摘事項に未対応の医療機関が存在していることを踏まえ、以下2点の対応を依頼した。
 1. ネットパトロール事業により情報提供した医療機関に対する指導を継続、「医療広告ガイドライン」に基づき、広告違反のある事例に対しては、適切な指導及び措置を実施すること。特に長期間に渡り指摘事項に未対応のまま改善がなされない医療機関に対しては、期限を定めた追加の指導・措置の実施を検討すること。
 2. ネットパトロール事業により都道府県等に情報提供をおこなった医療機関等について、年2回を目途に経過を共有すること。

【参考】医療機関通知後の改善傾向

○医療機関通知後の状況（2022年3月31日時点）

- 医療機関通知から3ヶ月以内で約8割、6ヶ月以内で約9割が改善に至るが、残り約1割は改善対応に時間を要している



※医療機関通知日以降の一定期間（3か月、6か月、9か月、12か月、1年、2年）時点での、医療機関通知件数に占める「改善」又は「広告中止」件数の割合を算出。（自治体情報提供後の改善状況を含む）
なお、月数については、30日を1ヶ月としてカウント。

(参考) 広告指導の体制及び手順

※「医療広告ガイドライン」(令和4年12月28日最終改正) から抜粋・要約

(1) 広告内容の確認

違法性が疑われる広告等に関する相談や指導に当たっては

- ① まずは、各都道府県等において、法や本指針に抵触しないか否かを確認し、違反していると判断できる広告については、広告を行う者に対して必要な指導等を行う
- ② 都道府県等において、広告に該当するか判断できない情報物や違反しているかどうか判別できない広告については、その内容について、都道府県等の職員から厚生労働省医政局総務課あてに照会する

(2) 広告違反の指導及び措置

ア 調査及び行政指導

任意の調査として、当該広告等に記載された医療機関等に対して、説明を求める等により必要な調査を行う。違反広告を発見した場合には、通常はまず、行政指導として、広告の中止や広告の内容を是正するよう、医療広告を行っている医療機関等に求め、さらに必要に応じて違反広告物の回収、廃棄等を指導する。併せて、必要な場合には、広告を作成した者等に対しても任意での調査や指導を行う。また、法に違反している広告については、必要に応じて、当該違反広告の責任者等に対して、報告書の徴収、書面による改善指導等の行政指導としての措置を講じる。

イ 報告命令又は立入検査

アの任意の調査に応じない場合等、必要な場合には法第6条の8第1項の規定に基づき、都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長は、当該広告を行った者に対し、必要な報告を命ずること(報告命令)、又は当該広告を行った者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書(広告物そのもの、作成段階の案、契約書、診療録その他の内容が正確であることを確認するために必要な書類等)その他の物件(施設、構造設備、医療機器等)を検査させること(立入検査)により、調査を実施する。

ウ 中止命令又は是正命令

広告違反を発見した場合には、通常はまず、行政指導により広告の中止や内容の是正を求めることとなるが、行政指導に従わない場合や違反を繰り返す等の悪質な事例の場合には、法第6条の8第2項の規定に基づき当該違反広告を行った者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずること。なお、不利益処分たる中止命令又は是正命令については、その実施に先立ち、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条に規定する弁明の機会を付与しなければならないことに留意。

エ 告発

- ① 直接罰の適用される虚偽広告を行った者が中止若しくは内容の是正の行政指導に応じない場合
- ② 報告命令に対して、報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした場合
- ③ 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- ④ 中止命令若しくは是正命令に従わず、違反広告が是正されない場合

には、司法警察員に対して書面による告発を考慮。なお、罰則は、①又は④の場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、②又は③の場合には、20万円以下の罰金が適用される。

オ 行政処分

悪質な違反広告を行った場合には、エに示した告発のほか、行政処分として、必要に応じて法第28条の規定に基づく管理者変更命令又は法第29条第1項第4号に該当するとして、同項の規定による病院又は診療所の開設の許可の取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることが可能。